

わが国におけるソーシャルワーカー養成教育は 新自由主義に対抗できるのか

高木 博史 (岐阜協立大学経済学部)

キーワード：新自由主義，ソーシャルワーカー養成教育，社会福祉士，職能団体，SWAN

はじめに

1980年代頃から世界の例に漏れず、わが国においても新自由主義の波が押し寄せてきていたが、特に2000年前後に遂行された社会福祉基礎構造改革は、社会保障・社会福祉領域におけるその流れを決定づけたといえる。具体的には、保育や高齢者福祉、障害者福祉といった分野に民間営利事業者の参入を容認する事実上の市場化は、わが国における社会保障・社会福祉のあり方を大きく変えてしまったといわざるを得ない。お金のある者は十分な「福祉サービス」、いや、もはやそれは「福祉サービス」ではないかもしれないが、それを受けることができ、逆にお金のない者は自己負担の増加に耐え切れず生存さえ脅かされる状況が生じてきている。

2009年には、長期に渡り新自由主義路線を進めてきた自由民主党政権に代わり、一時的にややリベラル派にシフトしたと思われる民主党政権が誕生したが、2012年には再び自由民主党を中心として発足した第2次安倍政権以降、一貫して社会福祉・社会保障領域におけるおよそほとんどの分野で自己負担の増加、予算の削減が続き、安倍政権を継承した菅政権に至っては、国民に真っ先に「自助努力」を迫る政治的情勢となってきた。

一方で、こうした社会的・政治的動向に対し、声を上げ、抵抗を示していこうとする「ソーシャルワーカー」の存在は、きわめて少数派であり、むしろ、現政権が打ち出している政策に追従するかのように、介護保険制度に象徴されるように「少ない予算、あるいは決められた枠内でいかに効率化を図るべきか」ということを旨とすることがソーシャルワークであるかの如く語られている現状＝ソーシャルワークのケアマネジメント化が進んでいる側面もある。そして、ソーシャルワーカー養成教育においても、新自由主義に追従するかのように、与えられた枠内でいかにサービスを効率よく「コーディネート」できるかということや介護保険法や障害者総合支援法の報酬単価算出の基本となる個別支援計画の「作製技術」の習得に多く時間が費やされているカリキュラム構成となっていることは否定できないであろう。もちろん、一部ではそうした「技術」が必要とされる場面もあるだろうが、それが人材養成の場において、最も時間をかけるべき「ソーシャルワークの本質」であるとはいえないのではないだろうか。

本稿では、わが国におけるソーシャルワーカーの現状が、ソーシャルワーカー養成教育と密接にかかわっているのではないかという仮説をもとに、第2次安倍政権以降、より鮮明になってきている新自由主義的政策に無批判に追従することなく、時には、権力による不当な人権侵害に対抗できる力量を持ったソーシャルワーカーの養成に寄与しているのか、あるいは、そうでないとすればその課題は何か、ということについて考察することを目的としている。

I. わが国における新自由主義政治と社会保障・社会福祉の動向

川島典子は、新自由主義について「政府な過度な経済介入を批判し、個人の自由と責任による競争に基づき、社会の資源配分を市場原理にゆだねる考え方」¹⁾であり、「具体的には、『小さな政府』の推進、福祉や公共サービスの縮小、公共事業の民営化、規制緩和の推進等」²⁾であると述べている。

わが国において、こうした新自由主義的政策が顕著になってきたのは、いわゆる「臨調・行革路線」といわれ、国鉄、電電公社、専売公社といった「国営企業」が民営化された1980年代頃であるといえるだろう。

さらに2000年前後には、「社会福祉基礎構造改革」の名の下に、保育分野、高齢者分野における介護保険法、障害者分野における障害者支援費制度（後の障害者自立支援法、そして現在は障害者総合支援法）の導入によって、それまで、国及び地方自治体、あるいは社会福祉法人がサービス提供主体であったが、それ以外の民間営利事業者に参入の道を開いた。このことは、サービス提供主体の多様化と措置制度から契約制度への変化をもたらした。特に介護保険においては、社会保険化とともにサービス利用に対して利用料を自己負担する仕組みが導入された。そして、実態として「社会保険料と利用料を支払っているのだからサービスを利用する権利がある」ということを表した「権利としての福祉」という言葉が盛んに用いられるようになった。

そもそも、国民の福祉を享受する権利は、日本国憲法第25条の生存権や第13条における幸福追求権に由来する権利であるが、「措置」時代の「行政処分」という仕組みが、必ずしも自由な選択・契約が保証できていなかったというマイナスイメージを想起させるために、「契約制度」の方がより優れた印象を与えるためにこのような言葉が用いられ始めたといえる。しかし、こうした変化は、所得の高い者と低い者の分断を深め、社会福祉分野における公的責任が大幅に後退させられたといえる。

その後、社会的情勢も大きく変化する。2008年には、アメリカの有力投資銀行であるリーマンブラザーズの破綻に始まる「リーマン・ショック」による世界的不況の波にわが国も飲み込まれ、「使い捨て」にされる非正規社員や派遣労働や失業者の増加などが社会問題化し、年末には、年越しに当たり専門家や社会活動家たちが生活困窮相談にあたる「年越し派遣村」が開催された。

こうした状況の中、2009年の8月には、当時の民主党が政権交代を果たし、行き過ぎた新自由主義に少しでも修正をかけようとしたが、2012年には、再び自民党が政権復帰を果たし、第2次安倍政権が発足した。その後は、「アベノミクス」や「トリクルダウン」という経済政策のスローガンのもとに社会保障を敵視しているとも新自由主義路線をますます加速させていったといえよう。この安倍政権下では、生活保護、年金、介護、医療といったおよそ社会保障のほぼすべての領域において、実質的な負担増と予算削減が行われてきた。そして、2020年に安倍政権を継承するとして誕生した菅政権も、「自助・共助・公助」という自己責任や家族・近隣地域住民等を中心とした相互扶助である「共助」に期待するという政策スローガンを打ち出し、公的責任の徹底的な縮減をねらいとしている。

こうした政治的動向は、その実態は、市場原理を信奉し、「小さな政府」をめざし、社会的に弱い立場におかれた者に対し自己責任であると切り捨てる、まぎれもなく新自由主義政治であり、一貫して熾烈な競争市場を煽る一方で、社会保障・社会福祉を削減する方向で推移し、貧困と格差を拡大させた。この影響は、政治の場のみならず、司法の場においても鮮明なものとなった。とくに、2020年6月の名古屋地裁の判決は、このことを象徴するかのような判決が言い渡された。生活保護基準の引き下げは一時、野党となっていた自由民主党が、生活保護費の大幅削減を公約し、政権復帰を果たした後に遂行された政策である。また、政権復帰前には、自由民主党所属の政治家が生活保護あるいは貧困問題に関して必要以上の誇張や

事実誤認ともいえるデマゴグともいえる情報を振りまき、国政のみならず全国の各都市において、市民に生活保護者の「不正受給者」を通報させようという動きである「生活保護運営適正化ホットライン」といったようなものが創設され、政治・行政主導で生活保護パッシングが徹底的に行われたものである。その結果、国民の間に生活保護が「自立を助長する」制度としてではなく、「働かなくてもお金がもらえる」というような誤った認識を植え付けることになり、それが「国民感情」となってしまう。こうした「国民感情」を一つ根拠としたこの判決の背景には、2012年以降の第2次安倍政権発足後から現在まで長期にわたる徹底した「自助努力」を国民に強いる一方で、一貫して公的責任の削減と富の集中の下に大企業や財界の利潤追求を優先したきわめて新自由主義的特徴を持つ政権の特徴を見出すことができ、司法までもがその独立性を放棄し、そうした政権の動向に追従した姿勢を晒すことになったといわざるを得ない。

こうして、三権分立の基本となる立法府（政治）、行政府、司法府の場が新自由主義（政権）におもねり、貧困・格差、差別、環境破壊等を容認するといっても言い過ぎではない社会的風潮をつくりだしてきた。

II. 新自由主義政治にソーシャルワークはどう向きあってきたのか

1) 新自由主義の社会的影響

長期にわたる新自由主義政治は、わが国における人間観・社会観に大きな影響を与え、国民の間に分断と対立を持ち込んだ。

先に述べた名古屋地裁判決の一つの特徴は、生活保護基準の引き下げは、「国民感情」に適ったものであるとしている点である。繰り返される政治・行政主導のパッシングによって形成された「国民感情」を根拠とすることで、生活保護利用者とそれ以外の低所得者の分断と対立をますます加速させる構図となってしまう。インターネット上には、生活保護利用者を蔑み、揶揄するような言説が飛び交っているが、非正規社員が約4割、奨学金返済に悩む若者の増加、ブラック企業の蔓延、あるいは介護離職による8050（7040）問題の社会問題化、パワハラ等による転職・失業などといった貧困・格差の拡大はますます顕在化している。こうした状況中で、少なくない国民が、自らの生活にゆとりを感じることなく、ストレスや閉塞感のはげ口として、匿名で書き込みができるインターネット上で生活保護利用者をターゲットとして攻撃を強めているのではないだろうか。

また、2016年に起きた相模原市の障害者施設で起きた障害者19人を殺傷した「相模原事件」は、単に加害者の個人の特質という問題のみにとどまらない。それは、加害者が衆議院議長に送ったとされる手紙の中に、「戦争で未来のある人間が殺されるのはとても悲しく、多くの憎しみを生みますが、障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます。」といった文言が書かれていたことである。いわゆる「優生思想」であるが、事件の背景等が徐々に明るみなるにつれて、インターネットには共感的な書き込みも見られるようになったという現象は、まさに日本社会の人間観・社会観の闇を映し出したものだったともいえる。後に、加害者自身が、事件を引き起こした障害者施設において最低賃金に近い金額で勤務していたことも明らかになった。

長期にわたる新自由主義政権の中で、「価値あるいのち」と「価値なきいのち」の選別主義的な人間観が形成されてきたことは想像に難くない。

新自由主義は基本的には、「弱肉強食」の論理で動いていることを考慮すれば、自らが生き残るために、あるいは自らのポジションを守っていくために、相手より自分を優位におこななければならないという根底がある。それゆえに、「差別」性を必然的に持ち合わせてしまい、それとの親和性もきわめて高いものになってしまうであろう。一方で、そうした必然性からこれらを是正していこうという力が必ずしも高

くはなく、差別を容認あるいは受容してしまう社会的風潮をつくりだしてしまっているともいえる。少なくとも「差別」を許さないという社会的な意識が十分に形成されてはいないだろう。そして、それは、たとえば、政治家をはじめとする生活保護パッシングとそれらに付度をした名古屋地裁判決、性暴力・DV被害者に対する差別や暴言、部落差別、ヘイトスピーチや相模原事件のようなヘイトクライムなどが頻発する現代社会の象徴的な事象の表れだといえるのではないだろうか。

2) ソーシャルワーク職能団体の動き

こうした新自由主義政治、あるいは、大きくその影響を受けた社会的風潮に対して、わが国のソーシャルワークはどのように向き合ってきたのであろうか。このことを探る上で、職能団体の動きを追ってみることは一つの有効な手段であろう。なぜならば、職能団体は、ほとんどの場合、その職業についての価値観や倫理観について綱領としてまとめ、言語化している。それは、その職業でない者が、その職業について知る場合の一つの目安となるものである。つまり、職能団体の動きというのは、もはや会員だけの視点に限定されるのではなく、そうでない者からもその職業がどのようなものであるのかということについて大きな注目を浴びるということを自覚しておかなければならないからである。そのような意味では、わが国におけるソーシャルワークの水準のおおよその状況は、ソーシャルワーク職能団体の動きとして社会的に表れているといえることができる。

たとえば、ソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士の職能団体「日本社会福祉士会」からは、確かに、名古屋地裁の判決後には、声明が発出されている。しかし、その時期は、他の関連団体が次々と声明を発表する中で、2020年6月25日の判決に対して他ソーシャルワーク団体との連名で2020年7月17日³⁾というかなり遅れての発出となっている。本来、ソーシャルワークを標榜する団体であるならば、自ら日常的に関わっている領域でもあるこうした社会的な動きに最も敏感でなければならないはずであるが、わが国の「ソーシャルワーク団体」の対応は後手に回っているといわざるを得ない。また、社会的にそれほど大きな問題となっていなかったとしても、不当な人権侵害や社会保障・社会福祉の縮減等に対する報道などについては、「沈黙」してきた、あるいは、比較的早い段階で声明を発出することが多い司法関係の職能団体である日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの動向を踏まえてからのことも少なくとも、内容的にも専門性を踏まえた十分な検討がなされているとはいえない。ソーシャルワークの職能団体であり、社会的発信の重要性を深く認識すべき「社会福祉の専門家」を自認する「社会福祉士」の職能団体のこうした態度については、その存在意義や魅力にも大きく影響しているといえるだろう。

また、2018年の「第26回日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会山口大会」においては、新自由主義を推進し、社会保障のほとんどの分野で実質的な予算減と自己負担の増加を強いてきた安倍首相のビデオメッセージを冒頭で嬉々として流したり、公益社団法人でありながら、日本社会福祉士会として、一貫して社会保障削減を担ってきた自由民主党に所属する議員の政治資金づくりパーティー券を購入、出席する³⁾といった行動が見られている。これらの件について、筆者は、賛同するソーシャルワーカー有志と要望書等による丁寧な説明を求めたが、納得のできるような説明とは言いえない回答であった。まず、前者の安倍首相のビデオメッセージに対する説明を求める要望書に対する回答は、「この度は、標記の件について、ご意見ありがとうございます。お寄せいただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。」⁵⁾とのことである。ソーシャルワークの職能団体として安倍政権をどのように評価しているのかという疑問に対しての説明を求めることが要望書の主な趣旨だが、詳細な説明を避け単に意見として承ったという旨だけの回答であった。また、後者の与党（自由民主党）所属議員の政治資金づくりパーティーへの出席に対する説明を求めたものに対する回答は、「特定の政党・議員を対象に対象にするのではなくあくまでもあくまでも

超党派の政党・議員を対象にアプローチを行っていく」⁶⁾ というものであったが、超党派と言いつつ、政治家個人の政治資金作りへの参加は、政治家個人を応援していることと同義であり、他の政党、特に野党所属の議員に同様のことを行っていないとするならば、当然のことながら与党政治家であるからこそ出席したと言わざるを得ない。

一方で、職能団体の動向は、ソーシャルワーカー全体に注がれる社会的視点に直結する。つまり、わが国のソーシャルワーカーが「どちらを向いて仕事をしているか」ということである。職能団体である以上、一定程度、その職業の職域拡大や社会的地位の向上に関する行動がなされることに対しては理解もできるが、たとえば、2013年の生活保護申請の手続きの煩雑化や福祉事務所の調査権限の強化が盛り込まれた生活保護法の改正については、反貧困運動団体や生活困窮者支援団体などから強い批判が展開されていた。しかし、同時に成立した生活困窮者自立支援相談員の任用条件の一つに社会福祉士が盛り込まれたことで、日本社会福祉士会からは強い批判が出ることはなかった。こうした経緯について政治的な駆け引きであるとみることもできるが、「職域拡大」に執着した結果として会計年度職員を拡大してしまい、さらなる新自由主義政策の遂行に加担したといえる。このように、少なくとも日本社会福祉士会が取っている行動は、特に社会的に弱い立場に置かれてきた「国民の立場に立って」というよりは、自らの「職域」や「地位」を守るためだけのものにしか映っていないだろう。「権利擁護」を掲げるソーシャルワーカーにとって、そうした行動の妥当性を検証する必要があるのではないだろうか。

日本社会福祉士会が採択している倫理綱領には、「社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。」⁷⁾と言明されている。しかし、社会福祉士という国家資格が創設された1980年代後半以降、社会保障の敵視による削減、自己負担増加の結果として貧困・格差の拡大、多くの学者が違憲の疑いを呈した集団的自衛権を容認する安全保障関連法の成立、収束しない福島原発事故、そして、ヘイトスピーチやヘイトクライムの蔓延といった社会的状況など、まさに社会福祉士が目指す反対の事象が新自由主義政権下で次々と出現しているのが現実である。こうした社会的状況を生み出している新自由主義政権に対し、具体的な評価を持っているわけでもなく、また、ソーシャルワーク専門職としての矜持を示す声明や具体的提言をもって対峙するのではなく、権力に追従しているとしかいえないような姿勢は、多くのソーシャルワーク関係者を失望させているといっても言い過ぎではない。

3) わが国におけるソーシャルワークの現状と新自由主義

このように、わが国におけるソーシャルワークは、とくに新自由主義について、結果としてそれほど大きな関心を寄せてこなかった。むしろ、新自由主義政策の下で展開されてきた介護保険制度等の枠内でサービスの効率化を図るための「ケアマネジメント」技術についてはそれなりに発展を遂げてきている考えられるが、一方で、政治や社会的構造をとらえる視点については決定的に脆弱な状況となっているといえる。

また、すでに述べたように、職能団体等が、その職業の倫理や価値について社会的に示していく十分に機能してきたとはいえない状況であることは否めない。たとえば、これは、とくに日本社会福祉士会が研修等で作り出してしまったイメージであるといえるが、「権利擁護」といえば権力による不当な人権侵害と対峙していくことではなく、社会福祉士が個人（あるいは団体）事業としての「権利擁護」事業を行うために必要される知識である「成年後見制度」といったことをすぐにイメージするような実態も存在する。もちろん、認知症や障害のために金銭・財産管理等が十分にできなくなった人々をサポートする「成年後見制度」が適切に運用されることは大切であるが、「権利擁護」の意味がきわめて限定的なものとして浸透し

てしまっている現実が存在する。

つまり、わが国のソーシャルワークが、政治や社会の構造にどれだけ真剣に向き合ってきたのかということ問われるならば、ほとんど向き合ってこなかったといっても言い過ぎではない状況となっている。否、あるいは、意図的に政治的な立場を明らかにせず、権力に守られることを前提とした職能団体の動きなどソーシャルワークの理念や価値とは大きくかけ離れたものとなってきているのが現状ではないだろうか。

もちろん、職能団体の動きや現在の新自由主義的な政治的動向、社会情勢に不満や不安を持ち、実践現場においてささやかな抵抗を試みているソーシャルワーカーも少なくはないだろう。しかし、実際には、日常の業務に忙殺され、「業務をこなす」ということが至上命題となってしまい、個人的に何らかのアクションを起こそうとするエネルギーが生まれてくるところまでには至っていない。

Ⅲ. わが国におけるソーシャルワーカー養成の現状と課題

1) 今日のソーシャルワーク教育の現状

職能団体の動きにも象徴されているこうしたわが国におけるソーシャルワークを巡る動きの「鈍感さ」は、ソーシャルワーカーとしてのセンスや資質を方向付けるその国のソーシャルワーカー養成がどのように行われているかということと密接な関係があるといえる。

今日におけるわが国のソーシャルワーカー養成教育は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置づけられた国家資格である「社会福祉士」を養成することを大きな目標の一つとしているが、わが国においてソーシャルワーカー養成教育は、社会福祉士養成教育とほぼ同義であるため、ここでは、「社会福祉士」及び「社会福祉士養成教育」という言葉が大きな意味を持つ場合は、「社会福祉士」及び「社会福祉士養成教育」ということばを用い、その他の場合は、「ソーシャルワーカー」「ソーシャルワーカー養成教育」ということばを用いることとする。

実は、この資格の創設経緯も先に述べたような現状を生み出す一つの要因となっているのではないかと推察される。京極高直は、この資格の背景について、当時の厚生省（現・厚生労働省）担当官の証言から「シルバーサービスなどの民間の福祉産業が非常に活発してきたことを直接の契機の一つとして、積極的な法的規制、行政指導を行えるようにするため、あらためて福祉従事者の専門職資格を開発することとなったといわれ」⁴⁾ していたことを指摘している。ここから考えられることは、この資格が創設された目的がソーシャルワークの本来的な使命の一つである「社会変革」という視点ではなく、1980年代に顕著に表れていた新自由主義的な政策動向の中で、さらなる民間活力の活用を推進する際に、当時の厚生省の管理下に置きやすい「専門職」として創設されたものであるということである。また、その「専門職」が活躍する場として想定されていた領域は、加速度的に進む高齢化に対応する高齢者福祉・介護の分野であり、そこで起きうる生活上の困りごとやトラブルにいかに対応できるのかという「専門職」の養成であったことがうかがえる。そのような意味では、新自由主義や権力による不当な人権侵害に対峙するというソーシャルワークの役割は、それほど、否、ほとんど期待されていなかったともいえる。

こうした背景を踏まえれば、わが国におけるソーシャルワーカー養成で最も重視されているのは、個別支援計画の作成に関わる技術的力量であるといっても言い過ぎではなく、もはや納得できるものでもある。これは、すでに述べた2000年に導入された介護保険制度を中心として、「要介護認定制度」という限られた予算の中でいかにサービスを効率よくマネジメントできるのかというケアマネジメントに力点が置かれおり、事実上の「調整屋」としての機能を果たすことが前提とされているからである。もちろん、こうした

機能がソーシャルワークに必要なというわけではないが、日本の「ソーシャルワーカー」の中には、この力量が高い者こそ「優秀」であるという認識を持っている者も少なくない。

いうまでもなく、介護保険制度は、公的責任の削減と表裏一体であり、民間営利企業の参加を容認することを前提に、一定のサービスの質を担保することを目的として介護支援計画の策定が位置付けられたものであり、ある意味では、こうした「市場化」あるいは新自由主義化の波に取り込まれてしまったといわざるを得ない。そして、こうした状況に呼応するかのようになり、とくに、2007年に改正された社会福祉士養成カリキュラムにおいては、厚生労働省が教員資格や「教育にふくむべき項目」といったガイドライン等を示し、シラバスの内容を審査するといった状況になり現在に至っている。確かに、「社会福祉の専門家」を名乗るうえでは一定の質の確保が必要になるとはいえるが、厚生労働省から示されている教育内容は膨大なものであり、4年制大学を中心とする社会福祉士養成校では、それ以上の教育を行うことが困難な状況となっている。こうした中で、社会福祉士を志望する学生は、もちろんソーシャルワークの基本的な理念・価値といったことについては学ぶことにはなるが、たとえばグローバル化と新自由主義、優生思想、差別問題や人権問題の構造や背景について深く学ぶ機会は、著しく少なくなっており、これらの領域に関心や問題意識を持つ一部の教員の努力に頼らざるを得ない状況となっている。

また、今日、厚生労働省を中心に盛んに叫ばれている「地域共生社会」の担い手として、社会福祉士に役割が期待が寄せられていると社会福祉士養成教育の現場も浮足立っている雰囲気も存在するが、「財政ありき」で1970年代後半に提唱された「日本型福祉社会」の家族・近隣・地域で生活課題を解決させようとする動きの再来であるといった批判的視点を持っていなければ、「自助」や「共助」を前面に押し出している現政権のかけ声のもとに公的責任削減の片棒を担がされる懸念が生じている。

こうした点を考慮すれば、2021年に改正されることになった社会福祉士養成カリキュラムにおいても実習の時間は増加したものの、理論的、あるいは歴史的科目、人権や社会問題を構造的にとらえる視点を涵養する科目等の拡充や大幅な改編はなく「技術」の向上に力点が置かれているといった印象は否定できないであろう。

こうした現状から見えてくることは、「社会変革」を目指すソーシャルワーカーを養成し、その力量を身に付けるためには、社会や政治の構造や仕組みについて包括的にとらえる教育・学習により多くの時間を費やすべきだということである。

2) ソーシャルワーカー養成教育の場では語られない政治

今日のわが国におけるソーシャルワーカー養成教育の現場では、実は「政治」についてはあまり語られないといっても良い。学期末には授業アンケートなどもあり学生から「偏っている」などのコメントをもらうこともあり、政治について語ることを躊躇する教員も少なくないのではなからうか。

高校までの学習であれば、文部科学省が定めている学習指導要領が存在し、内容的にそこから大きく逸脱した授業をしてはいけないことになっている。国が定めた方針に沿って授業が行われ、学生たちは、そこにはある程度の中立性が担保されている（ように見えるだけではあるが）という安心感を持っていることだろう。しかし、大学に学習指導要領は存在せず、教員は自らの研究に基づき授業を展開するというのが前提となっている。こうした中で、これまでとは全く違う、あるいは、自らと反対の意見を教員から提示された学生の多くは驚きを隠せない。そうしたことが「偏っている」といった評価につながることもある。

しかし、ソーシャルワークの対象は、社会的に弱い立場に置かれ、権力による不当な人権侵害や生活課題を抱え、自分や周辺の者だけでは解決の道筋が見いだせないといったような状況にある者である。そし

て、それは多くの場合、政治のあり方が関係している。そのような意味では、ソーシャルワーカー養成教育に政治を「中立」的な立ち位置で語る教育を実施することは、ほぼ不可能である。ここで、「客観的」と「中立」の違いにも留意しておきたい。「客観的」であるというのは、データや根拠に基づいて立論をしていくことであり、基本的には、各研究者の立場性とは違うものである。つまり、「客観的」であるから「中立」の立場であるというわけではないのであるが、混同されている場合も少なくない。しかし、このことが前提とされたうえで、議論が展開されなければならない。そのうえで、「中立」であるということがどのようなことなのかということを考えると、その問題について「どちらでもない」立場を示しているということであり、結局は、何ら建設的な見解を示すことでもなく、あるいは、具体的な行動に結びつくわけでもなく最終的には現状を追認する結果となることに他ならないことになってしまうのである。つまり、そうした傍観者的な態度では、社会的に弱い立場に置かれた人々の不当な人権侵害から権利擁護を担うソーシャルワークは成立しないことは明らかである。

また、政治批判を展開するとソーシャルワークの「多様性」を認めるという価値の観点から、あるいは、(社会福祉士)有資格者といっても様々な立場の者が存在するので、それぞれの政治的立場に配慮すべきだといった批判が来る場合もあるが、全く論外の指摘であるといえる。政治とは、政治権力のことであり、決まったことに対して従わせる力を持っているものである。法治国家である以上、その力と影響力は絶大なものである。しかし、そのことによって不当な人権侵害が起きているとするならば、それを是正していくという試みこそがソーシャルワークなのである。それゆえに、もっと積極的にソーシャルワーカー養成教育の場において政治が語られる必要があるのではないだろうか。

では、具体的には、どのような学習が必要とされているのであろうか。それは、現在の養成カリキュラムでは、表面的な言及しかされていない、あるいは、ほとんど言及されていないが、たとえば、優生思想と権力による人権侵害の歴史といったものに加え、政治と社会的構造の関係性、あるいは、現代社会における差別問題などの人権問題、人々のいのちを奪い暮らしを破壊する最大の人権侵害である戦争(暴力)とソーシャルワークの関係を一体的にとらえるような科目、あるいは学習機会の導入であり、今後、考慮されていかなければならない検討事項であろう。

IV. わが国のソーシャルワーカー養成教育は新自由主義の対抗軸になりえるのか

1) 新自由主義に対抗できないソーシャルワーカー養成教育

わが国におけるソーシャルワーカー養成教育の状況を踏まえれば、残念ながら現状では、新自由主義に対抗しうる波を作り出すことのできるソーシャルワーカーの養成は困難であるといわざるを得ない。なぜならば、養成カリキュラムにおいてそれらのことは求められていないからである。

一方で、日本社会福祉士会が6月に採択した「社会福祉士の倫理綱領」⁸⁾には高らかに、「ソーシャルワークのグローバル定義」が宣言され、社会正義や集団的責任について言及されている。もし、この倫理綱領を基盤としたソーシャルワークがわが国において展開されていたとするならば、社会的状況も変化していたと推察されるが、この倫理綱領を採択した日本社会福祉士会自身が、職域拡大(それも非正規の)と引き換えに、ロビーイングと称し、あらゆる社会福祉・社会保障を削減してきた政権与党に所属する政治家の政治資金パーティー券の購入など安易に現政権に追従し、ソーシャルワーク団体として、言うべきことを言わずに公的責任削減の片棒を担っているような状態である。職能団体の動きは養成教育にも大きな影響を与えるために、全体としては低調な実態となっているのが現状であるだろう。そのような意味では、こうした実態を変革していくためには、かなりの努力が必要とするであろう。それは、もはや職能団体の

力量では限界に達しているといわざるを得ず、職能団体の存在意義を活かしながら、別の形での模索も必要となってくるであろう。

2) ソーシャルワーカーの連帯の追求

一方で、わが国におけるソーシャルワーカー職能団体の動きなどに不満を抱くソーシャルワーカーも一定数存在している。まだまだ数は多くはないが、こうしたソーシャルワーカー、あるいは研究者たちが新自由主義の波とたたかっている Social Work Action Network (SWAN) などと連携し、ネットワークの広がりを見せ始めているという動きもある。

今日、わが国の社会的情勢は、明らかに長期に渡る新自由主義政権の弊害による差別・貧困・抑圧・排除・無関心、暴力、環境破壊の犠牲を被っているが、「ソーシャルワークとは何か」という原点に戻り、こうした政治に対抗できるソーシャルワークの展開、そして、ソーシャルワーカー養成のために志を同じくするソーシャルワーク研究者・実践者の連帯が必要ではないだろうか。また、「声」を出すには至っていないが、現状を憂慮しているサイレント・マジョリティともいえるべき「ソーシャルワーカー」たちにいかに働きかけていくのかということも大きな課題となってくるであろう。

おわりに

新自由主義の弊害が顕著に表れているわが国の社会的情勢の中で、わが国におけるソーシャルワーカー養成教育の現状が、その対抗軸として機能し得るのかということについて考察を進めてきた。わが国のソーシャルワーカー養成教育の研究が特にミクロからメゾ領域にかかる方法・技術論に偏っている傾向の中でこうした試みは数少ないといえるが、問題提起の一端となることができれば幸いである。

一方で、ソーシャルワークとの関係において政策やその理念的背景、あるいは社会的構造を深く掘り下げていくような問題意識に基づく教育プログラムの開発や検討については、不十分な点を残していることから今後の課題としていきたい。

付記

本稿は、The first international SWAN-I conference において報告を行った原稿「日本におけるソーシャルワーカー養成は新自由主義に対抗できるのか？」に、加筆修正を加えたものである。報告の機会を提供していただいた日本福祉大学教授の伊藤文人先生をはじめ関係者の皆様に感謝の意を表したい。

註

- 1) 川島典子「新自由主義」『現代社会福祉用語の基礎知識 第13版』学文社、2019年、210頁
- 2) 同
- 3) 「生活保護基準引き下げを巡る訴訟判決についての声明」は、「日本ソーシャルワーカー連盟」の加盟団体として公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会の四団体と一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会長の連名で発出されている。

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seisakuteigen/documents/0200717.pdf> (最終閲覧日 2021年8月14日)

- 4) 京極高直『日本の福祉士制度 日本ソーシャルワーク史序説』中央法規、1998年、26頁

- 5) 日本社会福祉士会 「『第 26 回日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会山口大会における首相メッセージの取り扱いに対する説明を求める公開要望書』について」 2018 年 8 月 7 日付
- 6) 日本社会福祉士会 「本会の政治アプローチについて」 2020 年 4 月 2 日付
- 7) 「社会福祉士の倫理綱領」 日本社会福祉士会ホームページ
<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/index.html> (最終閲覧日 2021 年 8 月 12 日)
- 8) 同

参考文献

- ・高木博史 「『我が事丸ごと地域共生社会』と社会福祉士養成教育の展開と課題」 『ソーシャルワークぎふ 第 23 号』 岐阜県社会福祉士会, 2018 年
- ・高木博史 「わが国のソーシャルワーカーは差別問題にどう向き合うのか」 『ソーシャルワークぎふ 第 24 号』
- ・高木博史・安達智紀・岡川毅志・都竹将貢・浅野愛 「岐阜県における社会福祉士の就労実態等に関する現状 — 岐阜県社会福祉士会会員アンケート調査より —」 『ソーシャルワークぎふ 第 25 号』 岐阜県社会福祉士会, 2020 年
- ・高木博史・都竹将貢 「『地域共生社会』に関する社会福祉士の意識と課題 — 岐阜県社会福祉士会会員アンケート自由記述からの分析 —」 『岐阜協立大学論集 第 54 巻 1 号』 岐阜協立大学学会, 2020 年
- ・高木博史 「社会福祉士会会員が求める職能団体像の予備的考察 — 岐阜県社会福祉士会会員アンケートから —」 『地域創生 第 40 集』 岐阜協立大学地域創生研究所, 2021 年
- ・イアン・ファーガスン著 石倉康次・市井吉興監訳 『ソーシャルワークの復権 新自由主義への挑戦と社会正義の確立』 クリエイツかもがわ, 2012 年
- ・高木博史 「『生活保護法の義務付け認容決定』の社会福祉学的考察」 『長野大学紀要 第 33 巻第 2・3 号合併号』 2012 年
- ・浅井春夫 『新自由主義と非福祉国家への道』 あけび書房, 2000 年
- ・田代国次郎 『社会福祉政策批判序説』 社会福祉研究センター, 2002 年
- ・田代国次郎 『社会福祉学とは何か — 現代社会福祉学批判 —』 本の泉社, 2011 年
- ・保坂展人 『相模原事件とヘイトクライム』 岩波書店, 2016 年
- ・高木博史 「生存権保障としての『健康で文化的な最低限度の生活』とは何か — 生活保護引下げ違憲訴訟名古屋地裁判決を考える」 日本科学者会議編 『日本の科学者 2021 年 2 月号』 本の泉社, 2021 年